

議案第 29 号

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 14 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

「世田谷区学校給食費の徴収に関する事務の委任に関する規則(平成 28 年 12 月世田谷区規則第 112 号)」の廃止並びに「世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成 29 年 3 月世田谷区規則第 8 号)」の制定に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則（平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「世田谷区学校給食費の徴収に関する事務の委任に関する規則（平成28年12月世田谷区規則第112号）」を「世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年3月世田谷区規則第8号）第2条」に改める。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表

世田谷区学校給食費に関する規則

新	旧
<p>世田谷区学校給食費に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月16日 世教委規則第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)及び世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成29年3月世田谷区規則第8号)第2条の規定に基づき、世田谷区立小学校(以下「小学校」という。)及び世田谷区立中学校(以下「中学校」という。)において実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条まで (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校において実施する学校給食にあつては、平成30年4月1日以後に実施するものに係る学校給食費(第6条において準用する第4条第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を含む。)から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (省略)</p>	<p>世田谷区学校給食費に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月16日 世教委規則第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)及び世田谷区学校給食費の徴収に関する事務の委任に関する規則(平成28年12月世田谷区規則第112号)の規定に基づき、世田谷区立小学校(以下「小学校」という。)及び世田谷区立中学校(以下「中学校」という。)において実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条まで (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校において実施する学校給食にあつては、平成30年4月1日以後に実施するものに係る学校給食費(第6条において準用する第4条第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を含む。)から適用する。</p> <p>別表 (省略)</p>